

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）改正案

第一 建築基準法（以下「法」といふ。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一～八（略）

八の二 軽量気泡コンクリートパネル

九～十九（略）

第二（略）

第三（略）

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

(1)	(2)
-----	-----

第一第八号 の二に掲げ る建築材料	JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）・一九九七（寸法を除く。）
-------------------------	---------------------------------------

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(イ) 建築材料の 区分	(ロ) 品質基準	(ハ) 測定方法等
第一第八号 の二に掲げ る建築材料	一 軽量気泡コンクリートの原料、補強材、防錆材その他の使用材料が定められていること。	
	二 各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。	二 各部の寸法及び寸法精度の測定は、JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）・一九九七によるか又はこれと同等以上に寸法及び寸法精度を測定できる方法によること。
	三 圧縮強度及び密度の基準値が定められていること。	三 JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）・一九九七の圧縮強度及び密度の試験方法によるか又はこれと同等以上に圧縮強度及び密度を測定できる方法によること。
	四 乾燥収縮率の基準値が定められていること。	四 JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）・一九九七の乾燥収縮率の試験方法によるか又はこれと同等以上に乾燥収縮率を測定できる方法によること。

	<p>五 曲げびび割れ荷重の下限値を加えたときのたわみの基準値が定められていること。</p>	<p>五 JIS A五四一六(軽量気泡コンクリートパネル)・一九九七の曲げ強さの試験方法によるか又はこれと同等以上に曲げびび割れ荷重の下限値を加えたときのたわみを測定できる方法によること。</p>
	<p>六 亀裂、気泡むら、欠け、反りその他の構造耐力上支障のある欠陥がないこと。</p>	<p>六 目視によつて行つこと。</p>

別表第三 (検査項目及び検査方法)

(イ) 建築材料の 区分	(ロ) 検査項目	(ハ) 検査方法
第一第八号 の二に掲げ る建築材料	別表第二(ロ)欄に規定する品質基準のすべて	一 別表第二(ハ)欄に規定する測定方法等によつて行つ。